

外国人観光客向け民間ウェブサイトを活用したプロモーション事業業務委託
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「岐阜市」の認知度向上と、岐阜市への外国人観光客の誘客を推進するため、SEO 対策が施された多言語ウェブサイト観光情報を掲載し、外国人観光客向けプロモーション活動を行う業務を委託する事業者の選定を行います。

この実施要領は、本事業の委託事業者の選定を、プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 外国人観光客向け民間ウェブサイトを活用したプロモーション事業業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「外国人観光客向け民間ウェブサイトを活用したプロモーション事業業務委託仕様書」参照
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 契約者数 1者
- (6) 予定価格 2,145,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 条件

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 本プロポーザルに係る提出書類を提出した日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。

カ 市町村税を滞納していないものであること。

(2) スケジュール

	内 容	日 程（予定）
1	募集期間（公告期間）	令和5年10月 4日（水）～10月17日（火）
2	質問受付	令和5年10月 4日（水）～10月11日（水）
3	質問回答	令和5年10月13日（金）
4	参加表明書の受付	令和5年10月 4日（水）～10月17日（火）
5	企画提案書の受付	令和5年10月 4日（水）～10月17日（火）
6	審査	令和5年10月中旬（予定）

7	審査結果通知	契約候補者の選定後、速やかに参加者へ通知します
8	契約の締結	令和5年10月下旬（予定）
9	契約の終了日	令和6年 3月31日（日）

※日程については、協会の都合により変更する場合があります。

4 提出書類等

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。

参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式8）を提出してください。

ア 参加表明書等提出書類

	提出書類	様式	部数
1	参加表明書	様式1	各1部
2	提案者情報書	様式2	
3	暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書	様式3	
4	法人所在証明書及び市町村税完納証明書	—	

イ 企画提案書等提出書類

	提出書類	様式	部数	様式指定等
1	表紙	様式4	正本1部 副本8部	A4判縦
2	提案内容	任意様式	正本1部 副本8部	A4判縦・両面印刷 10ページ以内
3	ページデザイン案	任意様式	正本1部 副本8部	A4判縦・片面印刷 カラー印刷
4	実施体制	任意様式	正本1部 副本8部	A4判縦・両面印刷
5	業務受託実績書	様式5	正本1部 副本8部	A4判縦・両面印刷
6	見積書（経費内訳書）	様式6	正本1部 副本8部	A4判縦・両面印刷
7	プレゼンテーション資料	任意様式	正本1部 副本8部	A4判横・片面印刷 カラー印刷

※協会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

※イの書類については、4(2)を参照して作成してください。

※表紙には、事業者名を記載してください。ただし、副本については、事業者名および事業者が特定できる事項は、マスキング（黒塗り）等を施し、見えないようにしてください。

※イの各書類について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は正本のみとし、副本については、マスキング（黒塗り）等を施し、事業者が特定できないようにしてください。

※イの各書類にインデックスをつけ、各1部を正本として紙ファイルに綴じ、同様に副本として紙ファイルに綴じ8部提出してください。

ウ 提出先

提出書類を、「8 事務局」に直接持参、または郵送（10月17日（火）必着）にて提出してください。持参の場合は平日の午前9時から午後5時の間（正午から午後1時までを除く）に行うこと。また、郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとしてください。

※見積書（経費内訳書）の見積額が予定価格を上回っている場合は、受け付けません。

エ 提出書類の取扱い

- ・採用の有無にかかわらず、提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・受付期間後は、協会の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは、認めません。
- ・企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- ・提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用いたしません。
- ・提出書類の内容について、別途確認することがあります。
- ・提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。このため、提出書類の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載してください。

(2) 提案書等作成に係る留意事項

作成にあたっては、文字だけでなく、図表、写真等を使用し簡潔かつ分かりやすく記載すること（カラー印刷も可）。

また、フォントサイズは10ポイント以上で記載すること。ただし、4(1)イ「3 ページデザイン案」については、この限りではない。

なお、様式の指定がある場合、指定様式以外での提案書は受理しない。

ア 提案内容（任意様式）

① 基本方針

当事業の目的を踏まえた、プロモーション事業の基本的な考え方について、岐阜市の魅力や特性を活かした外国人観光客誘客を推進するための具体的な提案を記載すること。

② コンテンツの作成、ページデザイン作成等について（仕様書4（1）、（2）関係）

- ・仕様書に基づき、岐阜市の観光スポットの選定及び岐阜市の観光資源を活かしたテーマ記事（モデルコース含む）作成について、選定理由やアピールポイント等外国人観光客誘客に繋がる内容を分かりやすく記載すること。
- ・魅力あるウェブコンテンツを構築するために、現地リサーチ、情報収集、編集等においてどのような工夫をするか具体的に記載すること。
- ・ページデザイン案を別紙で提示すること。任意の観光スポット及びテーマ記事のデザインを作成し、その他必要に応じて作成すること。

【ページデザイン案作成について】

- ・ページデザイン案作成に使用する題材は、岐阜市の観光資源の中から任意で選定すること。
- ・デザイン案は、同一内容のものを日本語及び任意の掲載言語でそれぞれ作成すること。
- ・デザイン案に使用する全ての写真等について、企画提案時点で当該写真等の利用許諾を提案者が得ているか否かについて企画書内でそれぞれ明記すること。

③ アクセス数増加への取り組み

掲載するウェブサイト及び作成ページ（各観光スポット・テーマ記事）が利用者から検索されやすくなるための工夫や、アクセス数の増加につながる取り組みについて、具体的に記載す

ること。また、掲載するウェブサイトの閲覧実績(国ごとのアクセス数、閲覧数など)及び作成するウェブページのアクセス数などの目標値を記載すること。

④ 契約期間終了後の内容修正等について

契約期間終了後に、発注者からコンテンツ内容の変更等の依頼があった際の対応について、費用負担を含め具体的に記載すること。

⑤ その他

事業内容について、独自かつ斬新な提案があれば、具体的に記載すること。

イ 実施体制（任意様式）

① 業務のスケジュール管理や人員配置について、考え方を記載すること。

② 現地リサーチにかかる流れや人員配置については、具体的に記載すること。

③ 外部への再委託を予定している業務については、その業務を明示するとともに、想定する委託先がある場合には記載すること。

④ 応募時点での業務従事者の想定を主な業務内容ごとに記入すること。

⑤ コンテンツ作成における主な業務の流れが見えるよう記載すること。

ウ 業務受託実績書（様式第5号）

業務仕様書に基づき、同種業務の実績（平成30年以降の同種業務の実績件数、実績内容）が確認できる契約書の写しとともに、その内容を具体的に記載すること。実績の事例紹介については最大10件までとする。

エ 見積書（経費内訳書）（様式第6号）

金額の内訳は可能な限り詳細かつ明確に記載すること。

(3) 質問受付・回答

ア 質問方法

質問受付期間内に、質問書により「8 事務局」あてに電子メールで提出してください。

その際の件名は、「外国人観光客向け民間ウェブサイトを活用したプロモーション事業業務委託に関する質問」としてください。

イ 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形でホームページに掲載します。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなします。

ウ 質問の回答予定日

令和5年10月13日（金）

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定します。

ア 協会が設置する「外国人観光客向け民間ウェブサイトを活用したプロモーション事業業務委託事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提案内容に係るプレゼンテーションを実施。審査委員会の各委員が評価基準に基づき、評価・評点します。

イ アの評点の合計に基づき、委員ごとに、上位5位まで順位点（1位－5点、2位－4点、3位－3点、4位－2点、5位－1点）を付け、審査委員会で合計した順位点の総得点が高い順に順位を付けます。

なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た提案者を優位とします。高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議の上、総合順位を決定するものとします。

ウ イで決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として選定します。

エ 契約候補者選定後、協会と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより契約を締結します。

ただし、審査により契約候補者が決まった後に、当該契約候補者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明したこと等により、契約締結の際の交渉が不調となった場合は、次点契約候補者と契約締結の交渉をします。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日時・場所

審査委員会は、令和5年10月中旬の開催を予定しています。

イ 内容

- ① 持ち時間は各提案者、企画提案20分、質疑応答10分とする。
- ② 出席者は、業務主任者を含む3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明の受付順とします。
- ④ プレゼンテーション実施に当たり使用する備品等は全て提案者で用意することとし、使用する備品等については、事前に報告すること。

(3) 審査委員会の運営

ア 審査委員会は、委員4名により組織されます。

イ 審査委員会は、非公開で行います。

(4) 評価基準

ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとします。

イ 評価点は、次のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点します。

評価項目	評価点数
A：とても優れている	5点
B：優れている	4点
C：普通	3点
D：あまり評価しない	2点
E：ほとんど評価しない	1点

ウ 「価格評価」は次の算出式を用いて行います。

価格点 = $50 \times (\text{予定価格} - \text{見積金額}) / \text{予定価格}$

※小数点第1位まで、第2位を四捨五入

エ 審査における最低基準点は、各審査員の評点持ち点（100点満点）合計の6割とし、提案者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行います。なお、応募事業者が1者の場合は、最低基準点を満たした際に、契約候補者として選定します。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、速やかに提案者宛て文書にて通知します。なお、電話等による問合せには応じません。

- イ 審査結果は、協会ホームページで公表します。なお、審査結果において、契約候補者及び次点契約候補者については提案者名と順位点の総得点数と評点の合計を明らかにし、他の提案者については匿名で点数を公表します。
- ウ 各審査委員の審査結果に対する異議は、一切受け付けません。

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- エ 本実施要領及び関係法令に違反する場合
- オ その他、担当者が指示した事項に違反した場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律等に基づいて保護される第三者の権利の行使の対象となる事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた損害に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

また、契約の締結後は、受託者から提出された企画提案内容（デザイン案を含む。）に係る権利は協会に帰属するものとし、その内容に関する協会の事業に対して、異議を申し立てること等はできません。

(3) 費用負担

プロポーザルへの参加に要する費用等は、参加者の負担とします。

7 契約の事務手続き等

契約候補者選定後に、協会と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、プロポーザルで提示した価格の範囲内における見積書を徴取した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）の定めるところにより契約を締結する予定です。

仕様書等の詳細は、契約候補者がプロポーザルで提案した内容が基本となりますが、協会と契約候補者との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わない場合には、審査結果において次点契約候補者と協議することとし、それ以降も同様とします。

これらの手続を経た上で契約を締結し、以後、受託者として業務に従事していただきます。

8 事務局

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町1丁目8番地の5 協和興業ビル6階

公益財団法人 岐阜観光コンベンション協会

担当：西尾

TEL：058-266-5588 FAX：058-266-5995

メールアドレス：nishio@gifucvb.or.jp

別紙 評価項目一覧表

【外国人観光客向け民間ウェブサイトを活用したプロモーション事業業務委託】

評価項目	評価視点		評価点	換算値	配点
企画提案	理解度	当該業務の目的及び内容を十分に理解しているか。	5	× 1	5 点
	的確性	ターゲットのニーズを把握し、岐阜市の魅力が伝わる内容の提案がなされているか。	5	× 4	20 点
	構成	コンテンツ内容（各観光スポット紹介、観光モデルコースを含むテーマ記事）が魅力的であるか。また、選定した観光スポットやテーマは外国人誘客につながるものであるか。	5	× 4	20 点
	利便性	ウェブページの使いやすさ（分かりやすいデザイン、各観光スポットへのサイト内誘導など）は満足できるものであるか。	5	× 1	5 点
	訴求力	掲載するウェブサイトは、岐阜市来訪の期待が持てる国・地域の閲覧実績が多いウェブサイトであるか。	5	× 4	20 点
小計					70 点
業務遂行能力	事業者の業務実績	事業者は、同種業務の受託実績において、豊富な実績を有しているか（平成30年4月1日以降の同種業務の実績件数、実績内容、官公庁の実績有無）。	5	× 2	10 点
	実施体制	経験豊富な業務主任者を配置する、業務進行に十分な人員を配置するなど、実施体制は具体的で円滑な業務遂行が可能か。	5	× 1	5 点
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	5	× 1	5 点
価格評価	価格点	基準額（予定価格）に対し妥当であるか。			10 点
小計					30 点
合計					100 点